**一般社団法人 お互いさま・まびラボ**

**定　　　款**

定款作成　平成３１年　３月３０日

設　　立　平成３１年　　月　　日

改　　定　　　　　年　　月　　日

**一般社団法人 お互いさま・まびラボ**

**定　　　款**

**第１章　総 則**

（名称）

第１条 当法人は、一般社団法人 お互いさま・まびラボと称する。

（事務所）

第２条 当法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市真備町箭田１０１５番地１１に置く。

２　当法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

**第２章　　目的及び事業**

（目的）

第３条　当法人は真備町内及び近隣に所在する福祉事業所、医療機関、社会福祉法人・ＮＰＯ法人、ボランティア団体、個人等が参画し、真備町が平成30年7月豪雨災害から復興し、新しいまちづくり、「お互いさま復興」に向けて被災者と共に立ち上がる支援を行う。また今後必要となる多様な地域福祉サービス等を創出し、高齢者から障がい者、支援が必要な児童等を中心に、多様な「障害」状態にある方々への支援を行い、「声の小さなもの」からのまちづくり、誰も置き去りにしないダイバーシティーを創ることを目的とする。

（事業）

第４条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１） 被災者支援のための施設「お互いさまセンターまび」の設置とその運営

（２） 被災された方々等への移動支援・よろず相談・請負事業

（３） 被災した人の復興・まちの復興に向けての研修事業

（４） 新しいまちづくりに向けての「復興協議会（仮称）」の運営事業

（５） 新しいまちづくりに向けての住民意向調査・提言事業

（６） 復興に向けたイベントの企画・運営事業

（７） 復興拠点の運営事業

（８） 上記事業を運営するために必要な資金等の資源を募り、確保する事業

（９） 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」による障害福祉サービス、並びに地域生活支援事業に係る事業

(10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

**第３章　　会員**

（会員の構成）

第５条　この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（１）団体正会員　この法人の目的に賛同して入会した団体

（２）個人正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人

（３）賛助会員　　この法人の事業を賛助するために入会した団体又は個人

（入会）

第６条　正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

（入会金及び会費）

第７条　正会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

（１）この定款その他の規則に違反したとき。

（２）この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第１０条　前２条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（１）第７条の義務を２年以上履行しなかったとき。

（２）総正会員が同意したとき。

（３）死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき。

**第４章　　社員総会**

（構成）

第１１条　社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

（権限）

第１２条　社員総会は、次の事項について決議する。

（１）会員の除名

（２）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

（３）理事及び監事の報酬等の額

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

（５）定款の変更

（６）解散及び残余財産の処分

（７）合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

（８）基本財産の処分の承認

（９）その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第１３条　この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３ヵ月以内に1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地）

第１４条　社員総会は、原則として主たる事務所の所在地において開催する。

（招集）

第１５条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　総正会員の５分の１以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）

第１６条　社員総会の議長は、代表理事が行う。代表理事不在の場合は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第１７条 社員総会における議決権は、 正会員 １名につき １個とする。

（決議）

第１８条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行なわれなければならない。

（１）会員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散及び残余財産の処分

（５）合併及び 事業の全部 又は重要な一部の譲渡

（６）基本財産の処分

（７）その他 法令又はこの定款で定める事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事候補者合計数が第２３条第１項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（代理）

第１９条 社員総会に出席できない正会員は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。また、電磁的な記録による同意の意思表示の行使も可能とする。

（決議・報告の省略）

第２０条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

２　理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２１条 社員総会の議事については、 開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第１１条第３項及び第４項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から１０年間主たる事務所に備え置かねばならない。

（社員総会規則）

第２２条 社員総会に関する事項については 、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

**第５章 　役員及び会計監査人等**

（役員及び会計監査人の設置）

第２３条 この法人に、次の役員を置く。

（１）理事 ３名以上５名以内

（２）監事 ２名以内

２ 理事のうち、１名を代表理事、１名を副代表理事とする 。

３ この法人に、会計監査人１名を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第２４条 理事及び監事並びに会計監査人は社員総会の決議によって選任する。

２ 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３ 監事及び会計監査人は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４ 各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５ 他の同一団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

第２５条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

２ 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表する。

（監事の職務及び権限）

第２６条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第２７条 会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書 、財産目録及びキャッシュフロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

２ 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（２） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第２８条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２ 監事の任期は、選任後４年以内に終了する業度年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４ 理事若しくは監事が欠けた場合、又は第２３条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

５ 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第２９条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

２ 会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。この場合、理事は、会計監査人の解任を社員総会の目的とすることにつき、監事の過半数の同意を得なければならない。

３ 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

（１） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２） 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（３） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第３０条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を，報酬等として支給することができる。

２ 会計監査人に対する報酬等は、理事会が監事の過半数の同意を得てこれを定める。

（取引の制限）

第３１条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

（１） 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（２） 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（３） この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

２ 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第３２条 この法人は、一般法人法第１１１条１項の行為に関する理事又は監事の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

２ この法人は、外部理事、外部監事又は会計監査人（以下「外部役員等」という。）との間で、外部役員等の前項の賠償責任について、法令で定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は**１０００万円**以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

**第６章 　理事会**

（構成）

第３３条 この法人に理事会を置く。

２ 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第３４条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（１） 業務執行の決定

（２） 理事の職務の執行の監督

（３） 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（４） 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

（５） 規則の制定、変更及び廃止

２ 理事会は 、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

（１）重要な財産の処分及び譲受け

（２）多額の借財

（３）重要な使用人の選任及び解任

（４）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（５）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

（６）第３２条第１項の責任の免除及び同条第２項の責任限定契約の締結

（開催）

第３５条 通常理事会は、毎年定期に１回開催し、開催日の前日までに代表理事が招集する。

２ 臨時理事会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

（１） 代表理事が必要と認めたとき。

（２） 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に対して招集の請求があったとき。

（３） 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４） 監事から、一般法人法第１００条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。

（５） 前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第３６条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第２項第３号により理事が招集する場合及び同

項第５号により監事が招集する場合を除く。

２ 代表理事は、前条第２項第２号 又は第４号の請求があった場合は、その請求があった日から５日以

内に、請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

３ 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができ

る。

（議長）

第３７条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第３８条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事 の過半数が出席し、その過半数をもって行う 。また、電磁的な議決権の行使を認めるものとする。

２ 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

（決議の省略）

第３９条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

（報告の省略）

第４０条 理事 、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。

（議事録）

第４１条　理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第１５条第３項及び第４項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から１０年間主たる事務所に備え置く。

（理事会規則）

第４２条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

**第７章 　基 金**

（基金の拠出）

第４３条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の募集等）

第４４条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

（基金の拠出者権利）

第４５条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程で定める日までその返還を請求することができない。

（基金の返還手続）

第４６条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第１４１条第２項に定める範囲内で行うものとする。

（代替基金の積立て）

第４７条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

**第８章 　会 計**

（事業年度）

第４８条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４９条 この法人の事業計画書、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第５０条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号については内容を報告し，第３号及び第４号については，承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２ 第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）会計監査報告

（３）理事及び監事の名簿

（４）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

（５）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の不分配 ）

第５１条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

**第９章 　定款の変更、合併及び解散等**

（定款の変更 ）

第５２条 この定款は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

２ この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第５３条 この法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、 総正会員の３分の２以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第５４条 この法人は、一般法人法第１４８条第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第５５条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第１０章　 委員会**

（委員会）

第５６条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

２ 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。

３ 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

**第１１章 　事務局**

（事務局 ）

第５７条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２ 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３ 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

４ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

**第１２章 　情報公開及び個人情報の保護**

（情報公開）

第５８条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２ 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第５９条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

**第１３章 　公告の方法**

（公告の方法）

第６０条 この法人の公告は、電子公告により行う。

２ 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、岡山県において発行する山陽新聞に掲載する方法による。

**第１４章 　附 則**

（最初の事業年度）

第６１条 この法人の設立初年度の事業は、この法人の成立の日から２０２０年３月３１日までとする。

（設立時の役員等）

第６２条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事並びに設立時会計監査人は、次に掲げる者とする。

設立時理事 　　滝沢　達史

片岡　奈津子

　　　　　　 　　　　　 津田　由起子

　　　　　　 　　　　　 多田　伸志

設立時代表理事 　　滝沢　達史

設立時監事 　　　　平井　俊光

設立時会計監査人 　小野　雅之

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第６３条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所　岡山県倉敷市水島西寿町２番１０号

設立時社員　合同会社ＴＡＫＩＢＩ

住 所　岡山県倉敷市真備町尾崎８１２番地１６

設立時社員 特定非営利活動法人そーる　

住 所　岡山県倉敷市船穂町船穂１７１１番地６

設立時社員 三喜株式会社

住 所　岡山県倉敷市真備町箭田１６７９番地２

設立時社員　特定非営利活動法人岡山マインドこころ　

（法令の準拠）

第６４条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人お互いさま・まびラボ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

２０１９年　３月３０日

設立時社員 合同会社ＴＡＫＩＢＩ

代表社員　　滝沢　達史

設立時社員 特定非営利活動法人そーる

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事　　　　片岡　奈津子

　 設立時社員 三喜株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　津田　由起子

設立時社員 特定非営利活動法人　岡山マインドこころ

理事　　　　多田　伸志

　設立時社員 社会福祉法人幸風会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　高橋　園子